

# 税の申告相談

市・県民税の申告相談 2月16日～3月15日

■ 問合せ 税務課 ☎23-2115

## ■ 申告相談日

- ▶ **期間** 2/16(金)～3/15(金) ※土日祝除く  
日曜開設 2/25(日)
- ▶ **場所** 市役所1階
- ▶ **受付開始** 8:30～
- ▶ **相談時間** 9:00～12:00  
13:00～16:00

※申告相談開始1週間程度は、会場が混雑します。  
 ※発熱などの症状がある場合は、改めてご来場ください。  
 ※受付後は、待合室での待機をお願いします。  
 車でお越しの方は、車内での待機も可能です。  
 受付時にお申し出ください。  
 ※所得税の申告相談も受け付けます。

## ■ 申告に必要なもの

- ① **申告書** (前年の控えがある場合はお持ちください)
  - ② **確定申告のお知らせハガキ** (税務署から送付された人)
  - ③ **個人番号が分かるもの** (マイナンバーカードなど)
  - ④ **口座番号 (申告者名義) が分かるもの**
  - ⑤ **源泉徴収票** (給与所得・年金所得がある人)
  - ⑥ **社会保険料の支払額がわかる領収書** など  
(国民健康保険税・国民年金保険料は、  
市役所で申告相談する人は不要)
  - ⑦ **生命保険・地震保険などの支払い保険料証明書**
  - ⑧ **医療費控除を申告する人は、医療費控除の明細書**  
(必ず「医療費控除の明細書」に記載してください)
  - ⑨ **営業・農業・不動産所得などがある人は「収支内訳書」**  
または「**農業所得のお尋ね**」
- ※⑧・⑨は事前に計算してお持ちください。

## ■ 申告が必要な人

令和6年1月1日現在、市内に住所のある人

令和5年中に収入のあった人

### 給与所得者

- (1) 給与支払報告書が勤務先から高萩市に提出されていない人
- (2) 2か所以上から給与をもらっている人
- (3) 給与所得以外に営業・不動産などの収入があった人

### 給与所得者以外の人

- (1) 令和5年中に、個人年金・営業・農業・不動産などの収入があった人
- (2) 公的年金収入のある人で、社会保険料控除・医療費控除などを受ける人

令和5年中に収入のなかった人

- (1) どなたの扶養にもなっていない人
- (2) 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人
- (3) 医療福祉制度 (マル福) を受給している人

## ■ 申告が不要な人

次のいずれかに該当する人は申告が必要ありません。  
 ただし、(2)、(3)に該当する人のうち、**医療費・社会保険料・雑損・その他控除**を受ける場合は申告が必要です。

- (1) 所得税の確定申告書を提出済・提出予定。
- (2) 年末調整された給与所得のみで、給与支払報告書が勤務先から高萩市に提出されている。
- (3) 収入が公的年金 (国民年金・厚生年金など) のみ。  
 ※ 400万円を超える人は所得税の申告が必要です。

## ■ 市で受付不可な所得税の申告

- 令和5年分より前の申告
- 青色申告
- 住宅ローン控除の1年目の申告
- 準確定申告 (亡くなった人の申告)
- 分離課税の確定申告 (取用を除く土地建物の譲渡、株の譲渡・配当、先物取引、利子、退職、山林)

# 日立税務署から申告に関するお知らせ

■ 問合せ 日立税務署 ☎0294-21-6346

## ■ 確定申告会場の開設時間等 (令和5年分 所得税・個人消費税・贈与税)

▶ 期間 3/15 (金) まで ※土日祝除く  
9:00 ~ 16:00

### ▶ 受付方法

申告に相談を要する人は、入場整理券が必要です。会場で当日配付も行いますが、事前に国税庁 LINE 公式アカウントで取得できます。



国税庁LINE

期間	会場
2/15まで	日立税務署 (日立市若葉町2-1-8)
2/16 ~ 3/15 ※2/25を除く	日立シビックセンター マーブルホール (日立市幸町1-21-1 新都市広場地下1階)
2/25 ※日曜開設	中央ビル4階 (水戸市泉町2-3-2)

## ■ 申告書等の作成は便利なスマホ・パソコン

国税庁のホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で所得税などの申告書等が作成できます。ご自宅で作成できますので、ぜひご利用ください。

e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問い合わせは、  
☎0570-01-5901 (e-Tax・作成コーナーヘルプデスク) へ。  
▶ ヘルプデスク受付時間 月曜日 ~ 金曜日 9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

# 償却資産 (固定資産税) の申告期限 1月31日まで

■ 問合せ 税務課 ☎23-2115

1月1日現在で償却資産\*を所有する人(法人・個人)は、市へ申告する義務があります。前年度に申告した人へ12月中に申告書を郵送しています。申告が必要で申告書が届いていない人は、関係書類を市ホームページから入手してください。

※償却資産とは、土地・家屋以外のもので事業のために用いている備品・機械・構築物などのこと。

### ◆ 該当する償却資産の例

- 1 構築物 (看板、駐車場設備、アスファルト舗装、植栽等外構工事 など)
- 2 機械・装置 (製造機械設備、工作機械、印刷機械、太陽光発電設備 など)
- 3 車両・運搬具 (大型特殊自動車、構内運搬車 など)  
※自動車税・軽自動車税が課税されているものを除く。
- 4 工具・器具・備品 (パソコン、机・椅子、事務機器類、レジスター など) ほか

この有料広告の収入で、まちづくり団体に助成しています。



あいばるホール 高萩会館 ファミリーホール(家族葬) 高萩館  
高萩市本町2-222 ☎0293-23-2000



ファミリーホール(家族葬) 中郷館  
北茨城市中郷町下桜井1031  
☎0293-42-1000



あいばるホール 磯原会館  
ファミリーホール(家族葬) 磯原館  
北茨城市磯原町豊田1205  
☎0293-42-8000



あいばるホール 大津会館  
北茨城市大津町2670  
☎0293-46-6000

もしもの時事前相談受付  
24時間・365日受付中!

未来の冠婚葬祭を支えます

プライダール & フェーネラル  
アイパルグループ

有料広告